

保険料免除制度があります!!



経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額（14,410円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $\frac{1}{3}$ として計算されます。

全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
 (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円

申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
 平成20年4月～6月分の申請については、前々年（平成18年）の所得で審査を行います。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ 4分の1納付（3,600円） 年金額 $\frac{1}{2}$ 平成18年7月実施
- ・ 半額納付（7,210円） 年金額 $\frac{2}{3}$
- ・ 4分の3納付（10,810円） 年金額 $\frac{5}{6}$ 平成18年7月実施

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

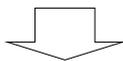
4分の1納付 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 半額納付 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 4分の3納付 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
 平成20年4月～6月分の申請については、前々年（平成18年）の所得で審査を行います。

(注)一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。



そこで、これらの期間は、10年以内（平成10年4月分は平成20年4月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。

追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

なお、平成20年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成20年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除
平成10年度の月分	16,590円	
平成11年度の月分	15,950円	
平成12年度の月分	15,320円	
平成13年度の月分	14,740円	
平成14年度の月分	14,180円	7,090円
平成15年度の月分	13,970円	6,980円
平成16年度の月分	13,770円	6,880円
平成17年度の月分	13,810円	6,910円
平成18年度の月分	13,860円	6,930円
平成19年度の月分	14,100円	7,050円

平成17年度分以前の保険料に加算額が上乘せされます。